

## 茨城空港旅客ターミナルビル内撮影貸出規程

### 1. 目的

茨城空港旅客ターミナルビル(以下「空港ビル」という。)内において、撮影を行うことにより、空港のPR及び空港ビルの賑わいづくりの一環となることから、空港ビル利用者に迷惑をかけない範囲で撮影場所を貸し出すこととする。

### 2. 撮影可能時間

8:00から20:30まで

### 3. 貸出条件

- 利用者等に危害を及ぼし又は迷惑となる行為は禁止する。
- 撮影希望日から3営業日前までに撮影許可願、撮影計画等を提出すること。
- 商業目的で撮影を希望する法人および個人は、撮影許可願提出時に、下記に定める在籍証明書類を事前に提出すること。  
なお、学生が課題や学術研究を目的として撮影を希望する場合も、同様に下記に定める在籍証明書類を事前に提出すること。
  - ・法人の場合は、撮影担当者の名刺、またはその身分を確認できる証明書の写し
  - ・個人の場合は、本人確認書類の写し(運転免許証等の顔写真付き身分証明書の写し)
  - ・学生の場合は、学生証または在学証明書の写し、もしくは引率教員の名刺ただし、空港ビル管理事務所長が認める特別な事情がある場合はこの限りではない。
- 撮影可能場所は、あらかじめ許可された貸出区分に限定される。撮影希望者は、事前にロケーションハンティング等を実施し、撮影場所の安全性や利用者への影響を確認したうえで、空港ビル管理事務所と十分に相談の上、撮影可能エリアを確認すること。
- 保安区域、制限区域内(空港職員、搭乗旅客以外の方が立ち入れない区域)での撮影は原則禁止とする。  
ただし、当該区域管理者が認める特別な事情がある場合はこの限りではない。
- 国際線運航日は、空港ビルが非常に混雑する為、空港ビル利用者、テナント、従業員、交通機関等に多大な迷惑をかける恐れがある事から、撮影は原則禁止とする。  
ただし、空港ビル管理事務所長が認める特別な事情がある場合はこの限りではない。
- 空港ビルは、国公賓等のVIPの空港利用、空港イベントの混雑時、台風等の悪天候、航空機臨時便、航空機トラブル、などその他空港の管理運営上支障を生じ、又はそのおそれがある場合は、事前に若しくは実施中に撮影等を中止させ、又は延期させることがある。
- 撮影者等は、撮影の終了後、撮影に当たって使用した施設、物品等を速やかに原状に回復し、茨城空港ビル管理事務所の確認を受けること。  
(施設を損傷する恐れのある箇所は、施設保護の為、貼物等を禁止とする。)
- 撮影者等が、故意又は過失により撮影場所、設備等を破損し、汚損し、亡失し、又はその他の行為により、空港ビル、旅客、空港に勤務する者その他の関係者に損害を与えた場合は、撮影者等は、直ちにその旨を茨城空港ビル管理事務所へ報告するとともに、当該損害を賠償しなければならない。また、撮影者等が旅客、空港に勤務する者、その他関係者の故意又は過失に

より受けた損害について、撮影者等は、茨城空港ビル管理事務所に対し当該賠償の請求をすることができない。

○計画で定められた時間以外の撮影は禁止とする。(延長を希望する場合には別途協議する)

○その他、空港ビル管理事務所長が特に必要と認めた事項は、別途協議する。

#### 4. 撮影貸出料金(税抜)

##### (1)撮影貸出料

○職員勤務時間内 8:00から17:00まで 30分当たり 10,000円

○職員勤務時間外 17:00から20:30まで 30分当たり 15,000円

※撮影機材等設置の準備期間から撤去までの間が対象となる。

※撮影可能時間外に撮影を行う場合、貸出料は職員勤務時間外の料金に準ずる。

※30分未満の場合は、30分として計算される。

##### (2)会議室貸出料

○会議室(8:00～17:00) 10,000円/1室

○会議室(17:00～20:30) 20,000円/1室

※会議室を使用する場合が対象となる。

※会議室は合計使用時間に関わらず、使用した時間帯によって料金を決定する。

※撮影可能時間外に会議室を使用する場合、貸出料は30分当たり3,000円とする。

※30分未満の場合は、30分として計算される。

##### (3)人件費(勤務時間外の対応として、撮影貸出料とは別途にかかります。)

○1名30分当たり 1,500円(税抜)

※ 17:00以降、撮影立会の場合

※職員等の勤務時間外の対応として、撮影貸出料とは別途に発生する。

※30分未満の場合は、30分として計算される。

##### (4)その他

○撮影等に際し空港ビルが警備員の配置が必要と判断した場合は、別途警備費用が発生する。

○空港ビル所有の備品等の使用を希望する場合、別途協議すること。

○空港ビルがテナントに賃貸している物件を使用する場合の使用料については、各テナントと協議が必要となる。

○撮影期間及び撮影時間により電気使用料を徴収する場合があります。

○撮影当日、以前より規定が変更され、空港ビルからの通知を受けた場合にはそれに準ずる。

○演者を除く撮影風景を広報活動の一環とし現場写真の撮影及び、其他媒体への掲載する事がある。

#### 5. 申込方法 撮影許可願いの提出(別添1:撮影許可願い用紙)

附則

この規定は、平成26年4月18日から施行する。

附則

この規定は、平成26年10月26日から施行する。

附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成27年10月25日から施行する。

附則

この規定は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。